

9 子供の一人歩きや体の不自由な人又、通行に支障がある高齢者が歩いている時は、
速度を落とし速やかに進路変更をする。 ⑨

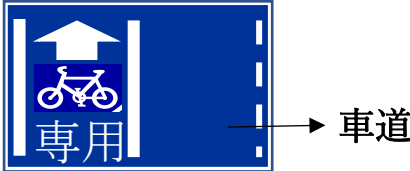
10 自転車運転中、携帯電話を手に持って通話したり、ボタンを操作しながら運転する事は
禁止されているが、時間の確認やメールの受信等、画面を注視することは禁止ではない。 ⑩


11 イヤホンを使用して音楽等を聞くなど、安全な運転に必要な交通に関する音又は、
声が聞こえないような状態で自転車を運転することは禁止だ。 ⑪

12 左ブレーキは、前輪のタイヤにきく。 ⑫

13 自転車は、車道の左端に沿って通行しなければならない。 ⑬

14 自転車は、道路の左側部分に設けられた路側帯を通ることができるが、
歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない。 ⑭

15 自転車は、「自転車専用通行帯」が設けられている道路では、その通行帯を逆走することは
できない。 ※  ⑮

16 自転車は、「自転車歩道通行可」の標識があるところでは歩道を通行することができる。 ※  ⑯

17 「徐行」とは、ただちに減速できる速度であり、大人の早足程度が目安だ。 ⑰

18 歩道を走行中、歩行者の通行を妨^{さまた}げる恐れがある時は、ベル（警音器）をならし徐行する。 ⑱

19 「自転車一方通行」の標識のあるところでは、矢印とは逆の方向に進むことはできない。



⑲

20 自転車で横断歩道を横断する時は、横断中の歩行者がいな^{さま}いなど、歩行者の妨げに
ならなければ乗ったまま横断できる。

⑳

21 「歩行者・自転車専用」の表示板がある歩行者用信号は、自転車も歩行者信号機に従うこと。



㉑

22 信号機などによる交通整理が行われていない交差点で、狭い道路から広い道路に
出る時は、特に止まる必要はない。

㉒

23 自転車乗用中に交通事故にあった場合、ヘルメットを着用していないと致死率が
高くなります。

㉓

24 踏切では、停止することなく、自転車に乗って渡ってもよい。

㉔

25 自転車運転中に、信号無視や一時不停止など、特定の「危険行為」を繰り返すと、
「自転車運転者講習」を受けることになる場合がある。

㉕

★1問2点です。 / 50点★

<清水区内で発生した中・高校生の自転車事故例>

★交差点、出会い頭事故が約半数

